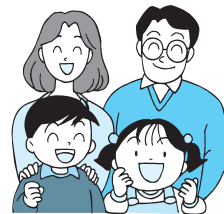


# 10月1日から 子どもの医療費の助成を中学生まで拡大！

安心して子育てができるまちづくりの一環として、子どもの保健の向上と子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、子どもの医療費の助成範囲を、小学生・中学生の入院・通院医療費まで拡大します。



## 平成24年 9月30日まで

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
0歳から 小学校就学前まで	現物給付 (県内の医療機関・ 県外の一部医療機関)	通院	1医療機関 1月あたり 上限500円×2回
		入院	1医療機関 1月あたり 上限1,000円
	償還払い (県外医療機関)	保護者は医療機関にて、総医療費の2割を支払い、市役所に償還払い請求をしてください。上記の額を控除した額を助成します。	



## 10月1日から

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
0歳から 小学校就学前まで	現行どおり		
小学生から 中学生まで	償還払い	通院	保護者は医療機関にて、総医療費の3割を支払い、市役所に償還払い請求をしてください。1医療機関1月あたり1,000円を控除した額を助成します。
		入院	



- ♥**現物給付方式**…医療機関で「子どもの医療費受給者証」を提示し、保護者負担額を医療機関で支払います。
- ♥**償還払い方式**…医療機関窓口で保険適用分を支払ったあと、市へ申請（領収書添付または医療機関の証明が必要）することで払い戻しを受けることができます。

### 償還払いの注意点

- ・申請時に必要なもの  
病院の領収書、印鑑、通帳（保護者名義）、健康保険証（子どものもの）
- ・助成できないもの  
健康診断、予防接種、入院時食事療養費、おむつ代などの保険診療にならないもの
- ・原則として、1か月分をまとめて申請してください。診療した翌月から受け付けを開始します。
- ・中学3年生の3月分まで申請可能です。
- ・医療費助成の申請ができる期間は、支払日から1年以内です。



■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118